

輸送向け圧縮天然ガス用A契約
(選 択 約 款)

(2019年10月1日実施)

大多喜ガス株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 延滞利息	3
9. 需給契約の精算額	3
10. 名義の変更	3
11. 契約の変更又は解約	3
12. 本支管工事費の精算	3
13. 緊急調整時の措置	4
付 則	4

(別表) 適用する料金表

1. 適用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この約款に記載のない事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「輸送用機器向け昇圧供給装置」とは、天然ガス自動車等の輸送用機器のお客さまが、燃料として当該輸送用機器に天然ガスを充填するための昇圧装置をいいます。
- (2) 「急速充填装置」とは、天然ガス自動車等の輸送用機器のお客さまあるいは天然ガス自動車等の輸送用機器への燃料供給を業とする者が、圧縮天然ガススタンドにおいて、燃料として圧縮天然ガスを天然ガス自動車等の輸送用機器に充填するための設備をいいます。なお、「圧縮天然ガススタンド」とは、高压ガス保安法一般高压ガス保安規則第2条第1項第23号に規定されている圧縮天然ガススタンドを指し、「圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充てんするための処理設備を有する定置式製造設備」をいいます。
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。(例. 2月分使用量の場合、1月検針日の翌日から2月検針日までの使用予定量)
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「最大需要期」とは、1月使用分(1月検針日の翌日から1月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの3か月間をいいます。
- (6) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (7) 「契約最大需要月使用量」とは、契約で定める最大需要月の契約月別使用量をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切り捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要月の契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 輸送用機器向け昇圧供給装置又は急速充填装置を使用し、当該のガス使用量を計量する専用のガスメーターを設置すること。
- (2) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (3) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間の使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約年間使用量
 - ② 契約最大需要月使用量
 - ③ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合に、契約はさらに1年間継続するものとし、以後これにならうものものといたします。お客さまは、次の契約期間における契約内容を変更しようとする場合には、原則として、契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出ていただきます。
- (4) 本契約の契約期間満了時前に解約又は一般ガス供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金、又は延滞利息を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款による申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 料金は、一般ガス供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。

ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目一般ガス供給約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により需給契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(1)の従量料金に準じて算定いたします。
- (4) 料金及び延滞利息の支払方法は、口座振替又は払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に規定する供給停止の解除のためにお支払いいただく料金又は延滞利息は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

8. 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日目までに支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数
×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、年間負荷率未達精算額とし、当該精算額（消費税等相当額を含みます。）を原則として、未達が発生した翌月にお客さまにお支払いいただきます。

なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率{（年間の1か月あたり平均実績使用量／最大需要期における最も多い月の実績使用量）×100}をいいます。（小数点以下切り捨て）が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\begin{array}{c} \text{当該契約年度における実績} \\ \text{年間使用量に基づいて} \\ \text{算定した一般ガス供給約款に} \\ \text{定める料金相当額の合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{当該契約年度における実績} \\ \text{年間使用量に基づいて} \\ \text{算定した輸送向け圧縮天然} \\ \text{ガス用A契約料金相当額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right)$$

10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更又は解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約できるものといたします。

(2) 当社又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、契約期間中であっても相互に契約を解約できるものといたします。

12. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガス

の使用を廃止する場合には、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額お客さまにお支払いいただきます。

1.3. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整（供給の中止）に応じていただいた場合には、次の算式によって日割計算後基本料金を算出し、その基本料金を適用いたします。

また、9の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

（算式）

日割計算後基本料金

$$= \text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

（備考）

- ① 基本料金は別表の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点以下第3位以下の端数は切り捨て

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日まで選択約款の輸送向け圧縮天然ガス用A契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、2019年10月1日以降この選択約款が適用されるお客さまについて、2019年10月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表) 適用する料金表

— 外 房 地 区 —

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 12A地区料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月につき	1, 6 5 0. 0 0 円
---------	-----------------

(2) 単位料金

1 立方メートルにつき	5 8. 5 0 円
-------------	------------

(別 表) 適用する料金表

— 内 房 地 区 —

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 12A地区料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月につき	1, 6 5 0. 0 0 円
---------	-----------------

(2) 単位料金

1 立方メートルにつき	5 8. 5 6 円
-------------	------------